

令和8年生駒市農業委員会2回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年2月9日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子	2番 奥野 通孝
3番 田中 良治	4番 稲葉 健三
5番 今井 正徳	7番 松尾 克巳
8番 岡田 啓秀	9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄	影林 則昭
池田 典夫	池谷 初英
前田 隆男	棚田 秀治
谷野 諭	

説明者 事務局 局長 松井 伸幸
係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

欠席者 岩前 利典

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
4. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
3. 農地の転用事実に関する照会について
4. 農地転用許可の報告について
5. 空家に付随した農地の権利取得に関する新規就農運用基準について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農業経営改善計画認定申請書
- 青年等就農計画認定申請書
- 空家に付随した農地の権利取得に関する新規就農運用基準について
- 農政なら
- 全国農業新聞

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と9番 有山委員、1番 山角委員に
お願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場
合、農業委員会の許可が必要であることから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、第二阪奈道路トンネルの東約1.2kmのところにある鬼取
町地内の農地

申請理由について

譲渡人の先代が昭和45年に住宅を建てるため農地法第5条の許可を取り、当該地を購
入したが、住宅を建てる計画が中止となり、その後も畑として利用されてきた。今般近所に住
む譲受人が管理する上で便利のため購入されることとなった。本農地では、露地野菜を栽培
する予定である。

要件について

耕作に必要な農機具はすでに所有されている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で
現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、
許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 先日現地確認をしたが、排水、日当たり、隣接に関しては特に問題はない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 先ほど説明では、農地法第5条で買ったと言っていたが、住宅になっていたのを農地に戻すということか。

○主査 昭和45年4月に農地法第5条で転用の手続きを取られたが、現状は畑のままである。昭和45年の12月に市街化区域と市街化調整区域との線引きがあった。線引き前に家が建っていればよかったのだが、その後家を建てることなく、現状のまま利用されてきた。一度も住宅用地として利用されたことのない土地で、今般畑として購入されるということだ。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 [議案読み上げ]

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができてきたものであり、当委員会では、これらの申請を奈良県知事に進達するかどうかの判断をすることになる。

No.1の申請地について

別紙位置図の地図番号(2)で、くろんど池の南約500mのところにある高山町地内の農地

申請理由について

譲受人がプライベートキャンプ場として利用し、その中でドッグランの施設も作るということで今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は主に自然浸透で、また、隣接農地、北倭土地改良区、地元農家区長の同意がされていることから、周辺農地への影響等につきましても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、草刈り等指導をしている。

No.2～10の申請地について

別紙位置図の地図番号(3)で、国道163号線と富雄川が交差するところに位置する高山大橋の北約150mのところにある高山町地内の農地

申請理由について

国道163号線整備事業に伴い、譲受人が所有する事業用地が買収されたため今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は申請地西側に調整池を設置し、対処する。隣接農地、北倭土地改

良区、地元農家区長の同意がされていることから、周辺農地への影響等につきましても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

No.10の申請地は令和4年2月14日付で農地法施行規則第29条第1項の届出がなされている。29条1項とは、200㎡未満の農業用施設、農業用倉庫、農業用駐車場、農業用道路、農業用作業場等、農業に使用するもので200㎡未満であれば転用の許可がいらぬ。ただし、勝手にされるとこちらにもわからない状態になるため、市の方で農地法施行規則第29条1項による届出書を作り、これに必要書類、付近見取り図、法務局の公図、土地利用計画図、面積の一部だった場合は面積を示す丈量図を出してもらっている。その他、この件に関しては他の転用と同様に北倭土地改良区の意見書を付けていただいている。今般は農業用駐車場なので必要がなかったが、これが農業用倉庫だった場合は農家判定書も添付していただいている。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている

No.11～14の申請地について

別紙位置図の地図番号(4)で、暗峠の東約1,100mのところに位置する西畑町地内の農地

申請理由について

譲受人は木材加工業を営んでおり、申請地の南側にある住宅を購入するとともに作業場として利用するために今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は主に自然浸透で、また、隣接農地、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地に該当する。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている

以上のことから、これら案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、全ての案件の転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号(No.1～10)について地元推進委員へ補足説明を依頼

- 委員 No.1の申請者は現在東京にお住まいだが、仕事の関係で枚方や高山に来ることもあり、高山にも知人がおられるようだ。高山の雰囲気の魅力を感じ、周囲に民家もなく、プライベートキャンプ場とドッグランとして使用したいということだ。トイレは簡易トイレを使い、食事の残飯等は全て持ち帰る。隣接の同意もあるので問題はないかと思う。
- No.2～10については、申請者は国道163号線のバイパス工事に伴い、土地の代替えとして本農地を購入され、大型トラックの駐車場として利用される。地元の水利組合の同意書もあり問題はないかと思う。
- 議長 議案第2号(No.11～14)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局の説明通り、居宅の裏に農地がありその農地を今回購入される譲受人は木工業を営んでおり、資材置場にしたいとのことである。排水等に関しては地元の区長さんから書類もいただいております、問題等はないかと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.10は全体の面積が288㎡で100㎡分だけが農地で、それ以外は農業用の駐車場ということだが、今回5条で100㎡の所有権は移るが、残りの部分は農地ではないのか。
- 主査 もともと規則29条1項がされているため台帳上は農地から省いているが、分筆登記をされているわけではないので、地目上は農地のままである。許可対象としては188㎡分がすでに転用されているため、残りの100㎡分である。今般もし法務局から地目変更の照会が来た場合、188㎡は規則29条1項の届出が出ていると回答し、最終的には全面積の地目変更はできると思う。
- 委員 規則29条1項は農業用倉庫や農業用の施設で、取り壊したらまた農地に戻すとかで、事務局の説明にあったように分筆もされていない、地目変更もされていない状況だが、所有権は全体として移すのか。
- 主査 それも含めて売買という事で、将来的に所有権の移転はされると思う。
- 委員 所有権を移される場合は、田の地目を変えて移すか、そういう処理をしないといけないのか。
- 主査 所有権移転に関してはどのような手法を取られるのかわからないが、必要があれば、この農地は規則29条1項がでていることから、農地から除外しているという旨を法務局に回答することになると思う。通常であれば所有権移転登記には農地法第5条の許可証が必要になってくるが、今回はそれが無い状況なので、法務局が求めるもので市が提供できるものを出すことで対応していきたいと思う。
- 委員 No.1のプライベートキャンプだが、もしプライベートではなくて会社が経営することになった場合でもこの申請でいいのか。
- 主査 今回はプライベートキャンプ場という事で、先ほど地元推進委員さんがおっしゃっていたように、トイレは簡易トイレを使い、水関係も全て水筒やペットボトルを持参して処理するということだったが、これがもし会社が経営し、有料で貸すということになれば、最低限炊事場やトイレは必要になってくる。これに関したら、当然屋根付きになるためその件に関しては建築部局の回答を得ないことには、今の段階で大丈夫という回答はできない。
- 委員 譲受人のお住まいが東京で、こちらに来られて環境もいいので個人的にプライベートで作りたいということだが、面積がプライベートにしては広すぎるのではないかと思う。プライベートで申

請して、許可があった後に会社が経営するキャンプ場やドッグランにいつの間にか変わってしまうのではないかという懸念がある。我々は最初の申請された書類を見て判断するが、許可を出すと同時に、この申請地を今後も見ていく必要があるのではないかと思う。

- 主査 県からも転用後どうなっているか、完了報告が出ているか等の報告を毎年年度末にするので、確認はしていく。会社経営のキャンプ場となると、先ほども申したように建物が必要になると思うので、かならず建築課の許可が必要になる。他法令がかかってくるため、農業委員会としては対応できないところもある。また、ドッグランに関しては建物が建たないのであれば、可能なところはあるので別用途での使用になると県の方に確認も必要になってくる。
- 委員 キャンプ場とドッグランというのは個人的なものなのか、会社が経営しているものなのか、外から見てわかりにくい。キャンプ場やドッグランの事務所などは簡単な建物でできると思う。もし今後会社経営が変わった場合は、農業委員会が出した許可を取り消すことなどはできないのか。
- 主査 会社経営のキャンプ場とは、一般にある有料のキャンプ場の事だと思うが、その場合は事務所や屋根のある炊事場が必要になる。それは都計法上クリアできるのかどうか。相談が出てきた際には建築課等に確認するように指導はしている。そうなってくると、我々の手から離れる。それで許可が下りるのかはわからない。許可の取り消しだが、許可は奈良県になるため、県の協議になると思う。
- 議長 地元の委員さんが心配するのはよくわかる。地元で変なことをされても困るし、隣接に農地もある。ここで転用許可が下りて、その後農地以外に変わっても都市計画法の規制等がかかってくるため、それに違反するような建物を建てるのであれば、そちらの罰則規定が適用される。許可は県案件なので、注意点を許可書に書き加えるというのは、市がすべき内容ではないのかと思う。
- 主査 それは市ではできない。今許可書が手元にはないのではっきりは言えないが、県の方で注意事項を入れることはできるのかとは思っている。
- 議長 できるのならば、仲介している業者さんは実績があるので、最初のうちにこういうことはダメだという注意点を示しておくのも一つの方法だと思う。そのために、県にその内容を進達するのも一つの方法だと思う。付随の情報を入れて県に渡して、情報提供をした後で県がどのような対応をするかは県の判断になると思う。みんなが心配している案件なので、もし入れられるのであればこのような内容を申し立てておけばいいと思う。
- 主査 今回は対面で進達をしてくるので、その際に委員さんが言われたようなことも話してくる。市の方からも県に意見書というのを提出するが、そのあたりも考えてみる。
- 議長 機会があるなら、そういう事も申し立てしておいてほしい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業

会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主査〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、樫原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、県立奈良北高校の南東約350mのところの位置する上町地内の農地

申請理由について

使用借人は、福岡県に在住時、JAS認定を取得しているニンニクの生産農地で栽培、加工技術を学ばれ、その後、生駒に移住し、近隣の農家のお手伝いをしながら農業を学ぶとともに日本園芸協会認定の野菜づくり講座、農業ラーニングプログラムを受講するとともに有機JAS指定講習会を受講、終了され、農作業歴は概ね10年となる。本農地では、主に豆類、いも類、カボチャ等を栽培されている。

使用貸人は高齢で農地の維持管理が困難なことから、今般貸し付けることとなった次第である。

要件について

耕運機、草刈機、その他道具類は所有しており、その他必要なものは順次購入していくとのことである。

現地調査について

今月5日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお、当日に新規就農者面談を行っており、現在は北大和4丁目にお住まいで、上町で古民家を購入し、その庭先でも耕作されている。その他農業を始めるきっかけ、農作物の販売方法、農機具の調達、栽培品目、農業従事日数等を確認した。

No.4～8の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6-1)で、生駒北学校給食センターの北北西約300mのところの位置する高山町地内の農地

No.9～10の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6-2)で、生駒北学校給食センターの北西約100mのところの位置

する高山町地内の農地

申請理由について

当該農地は契約期間満了となりますが、継続して借りるため手続きをされた次第である。
本農地では、水稻栽培をされている。

No.11の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(7-1)で、奈良交通お松の宮バス停の北約470mのところにある南
田原町地内の農地

No.12の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(7-2)で、奈良交通お松の宮バス停の西約40mのところ
に位置する南田原町地内の農地

No.13の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(7-3)で、奈良交通お松の宮バス停の西約370mのところ
に位置する南田原町地内の農地

申請理由について

使用借人は南田原町で農地を借り受け、営農しており、今般経営規模拡大のため申請
された次第である。本農地では、露地野菜を中心に栽培されるとのことである。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」
については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該
当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号(No.1~3)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 申請地は以前に大阪市の方が花を栽培されていたが、令和5年12月に返還された農地だ。
農作業に従事される方は本人を含め家族5名で作業すると聞いている。また地元の行事にも
参加され、水に関しても水利組合に入られ、一緒に草刈りや水路等の掃除などにも参加されて
いる。今後は軽トラを購入する予定だと聞いている。
- 議長 議案第3号(No.4~10)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 この農地は以前から借人が耕作されており、本人と奥さんと息子さんでやられているので、問
題等はないかと思う。
- 議長 議案第3号(No.11~13)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 借人は新規就農で5年ほど経った方でハウスを建てて畑をされている。3筆のうちNo.12は今野
菜を作っているところ以外の部分で、No.13も同じように今野菜を作っているところ以外の部分
を貸す。位置図の枠で囲っているところだ。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の説明を事務局へ依頼

○主査〔議案読み上げ〕

本申請については、農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、生駒市内で農業経営を営んでいる農業者から、この者が作成した農業経営改善計画が適当であるかどうかの認定を生駒市から受けるため、同計画の提出があったものであり、生駒市が、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、当農業委員会に意見照会があったため、議案としてあげている次第である。

市町村から農業経営改善計画が適当であるとの認定を受けた農業者を、認定農業者と言うが、この認定農業者になれば、『スーパーL資金』などの融資制度を長期低利で受けられるなど、さまざまな支援制度を受けられるものである。言い換えれば、認定農業者になるためには、農業者自身が作成した農業経営改善計画が適当であるとの認定を生駒市から受ける必要があるため、申請が出てきたものである。

まず一人目の申請者だが、実績が令和6年度で目標が令和10年度で、年間農業所得や年間労働時間、作付面積等に関して改善の計画が出ている。

二人目の申請者は目標年度が令和13年度で、こちらも年間農業所得や年間労働時間、作付面積、施設の規模拡大等に関して改善の計画が出ている。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○議長 この2名の申請者は同じ議案第4号で情報を出してもらっているが、強化促進法の条文が違うので様式が違うのか。これは農林課の話か。

○主査 14条と12条の違いだ。本来は農林課に説明してもらおう予定だったが、選挙の関係で都合が合わなかった。確認を取り次回説明させていただく。目標としては生産量を増やすとか、労働時間は休憩もきっちり取り体を休める必要もあるという事で、そのあたりを改善されているかを見たい。

(後に12条は認定農業者、14条は認定新規就農者に対する改善計画の条文になっていることを説明済み)

○議長 目標年度の違いは、年齢が違うからか。これから先の目標年に向かって、所得を上げていく、そのための農地を増やしていこうという主旨だが、様式が違うし条文も違うので疑問に思った。農林課へ確認をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答する。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第4号「農地転用工事完了の報告について」

報告第5号「空家に付随した農地の権利取得に関する新規就農運用基準について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～6については相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1、2については、数十年前から宅地への進入用地及び倉庫用地として利用されてきた、No.3、4についても、数十年前から申請者の居宅周辺に住む方の道路として利用されているため、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第4号「農地転用許可及び工事完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたこと及び工事が完了したことの報告をしている。

報告第5号「空家に付随した農地の権利取得に関する新規就農運用基準について」

○係長〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、今年度の定例会で、複数回ご報告した標記の案件について、運用基準を制定し、2月1日から施行したため、概要について報告する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第1号だが、誰からの相続かわからない。

○主査 かなり前の相続である。農地法第3条の3の書式には被相続人が誰なのか記載する欄がない。

○委員 被相続人はいつ頃亡くなられたのか教えて欲しい。

○主査 平成8年に亡くなられている。相続登記が義務化になったため今般手続きされた。

○係長 相続登記ができると思い、窓口に来られた。法務局を案内するとともに、農地法第3条の3を提出していただいた。

○議長 窓口では相続人を示す書類を確認しているのか。

○主査 農地法第3条の3については、添付資料は求めている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○係長 利用状況調査の後の意向調査のアンケートについて報告

12月25日に158件送付

本日までの回答103件

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 鹿畑町での無断転用で駐車場になっている農地の報告

○委員 地元からあった農地の整備や農業相談について報告

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 先ほど委員さんからあった報告についてだが、現場を見に行ったら農地にバラスを敷いて月極駐車場にできる状態までセッティングされており、不動産会社ののぼりがあったので、そこに確認したところ、不動産会社が施工したのではなく農地の所有者が施工したとのことだった。その後所有者の息子さんが窓口に来られて、申請するのを忘れていたということだった。原状回復が必要なので、トラロープと砂利の撤去をお願いし、原状回復を待っている状態である。

○局長 生駒市スマート農業推進事業補助金交付要綱について説明

○委員 予算はどれくらい、何件分くらい想定されているのか教えて欲しい

○局長 本年度は残り一か月ちょっとだが、3件分くらいを想定している。

○委員 グループとは何人くらいなのか。

○局長 2人以上である。

○委員 広報はどのようにされるのか教えて欲しい。

○局長 12月にホームページに載せている。

○議長 対象者は兼業農家でもいいのか。

- 局長 兼業農家でもかまわない。ただ、上限が30万円になる。認定農業者だと60万円である。
- 委員 考え方はよくわかるのだが、生駒市における農業者の年齢、経営状態を考えてみたら、ITを使って費用をかけてまでやろうという方は、認定農業者は年齢も若いので今後経営をしていく方なのでITを使うのも一つの方法だが、今の北地区における状況を見ると、もう少し農機具を買う時の補助金等を見直して欲しいと思う。今まで農業をされていた高齢の方の事もまた考えてあげて欲しい。私も先日草刈り機の調子が悪くなって、メーカーを色々探したが農業者が使う草刈り機というのは10万円くらいする。これからあと何年使うかと考えるが、ホームセンターで売っている3、4万円の草刈り機は性能が違うので、早いものだと1年半や2年で潰れてしまうこともある。農機具自体が高くなっているの、そのあたりも何か補助ができるようになれば、高齢の農業者も補助があるなら買ってもう少し農業を続けようとなるかもしれない。そうなれば、遊休農地や耕作放棄地も少なくなってくるのではないかと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 係長 次回の日程について
- 定例会 令和8年3月10日(火)午後2時 市役所 大会議室
- 現地調査 令和8年3月5日(木)
- 3月4日(水)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
- 午後3時57分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第2回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 9番

農業委員 1番
